

東京都福祉のまちづくり推進計画についての意見募集結果

- 1 意見募集の期間 平成31年2月4日(月曜日)から平成31年3月5日(火曜日)まで
 2 応募件数 12件 (4人)

番号	ご意見(概要)	ご意見への対応等
1	<p>【触知図及び点字表記】 触知図や点字表記サインは、単体ではその場所が利用者に分からないため、点字ブロック(誘導ブロック/警告ブロック)と必ずセットで併設という事を明記してほしい。</p>	<p>東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル(以下「施設整備マニュアル」という。)において、「道等から案内設備(案内板等、視覚障害者のための設備)までの経路は、そのうち1以上を視覚障害者が円滑に利用できる経路にしなければならない。」と定めています。 なお、上記経路については、「視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。」と定めています。</p>
2	<p>【点字表記】 点字表記は現状、日本語だけだが、簡単な英語や数字、またはそれらに代わる情報のピクトグラムも「凸文字表示」することで認識できる外国人が増える。</p>	<p>施設整備マニュアルにおいて、公共設備等への点字表記は、標識、設備及び機器の点字の適用方法について定めているJIST0291に準拠することとしています。 現在点字は各国で使用されており、JIST0291は、判読しやすい点字の寸法や、表示方法等について定めた国際規格と整合性を図っています。 また、施設整備マニュアルにおいて、数字による情報等については、「浮き出し文字(一般の数字の形を浮出しにして触察できるようにしたもの)をあわせて表示する。」ことを望ましい整備として定めています。</p>
3	<p>【鉄道のホームドア】 事例写真はハーフタイプですが、フルハイトの写真も掲載してほしい。</p>	<p>いただいた御意見を踏まえ、フルハイトタイプのホームドア写真を掲載しました。</p>
4	<p>【ターミナル駅の案内サイン】 ターミナル駅の案内サインの整備を進めている自治体の例として、渋谷駅、池袋駅が紹介されていますが、多摩地区の立川駅、八王子駅も加えてほしい。</p>	<p>いただいた御意見を踏まえ、立川駅、八王子駅についても記載しました。</p>

東京都福祉のまちづくり推進計画についての意見募集結果

- 1 意見募集の期間 平成31年2月4日(月曜日)から平成31年3月5日(火曜日)まで
 2 応募件数 12件 (4人)

番号	ご意見(概要)	ご意見への対応等
5	<p>【シルバーパス】 シルバーパスの適用範囲に多摩都市モノレールを加えてほしい。 デイサービスに行くまでもないが、要支援予備軍の人達が健康維持の為にできる場所が必要である。</p>	<p>シルバーパス事業は、高齢者の社会参加を助長するため、利用を希望する方に一般社団法人東京バス協会がパスを発行し、都が補助を行っている事業です。 シルバーパスの利用対象交通機関は、東京都シルバーパス条例により、路線バス及び都営交通となっています。 また、高齢者の健康維持には、日頃からの適度な運動や栄養管理、趣味活動や人との交流など、介護予防の取組が重要です。 このため都は、生活習慣の改善に向けた健康教育や高齢者が体操を行う通いの場づくりなど介護予防に取り組む区市町村を支援しています。</p>
6	<p>【ヒートショック】 住宅内での熱中症やヒートショック対策のために住居内の温度を適切に保ち、浴室や脱衣室等も含めた部屋間の温度差の低減(温度のバリアフリー化)を進めることを5つの視点に入れてほしい。</p>	<p>施設整備マニュアルにおいて「浴室又はシャワー室は、高齢者や障害者等にとって転倒等の危険性の高い場所であり、障害の種類、程度、介助者の有無等を考慮して、浴室又はシャワー室の形状や設備を計画する必要がある。」と定めています。 今後も、日常生活の中で発生する事故の防止や、安全教育等の理解を促進するための取組など、安全対策を推進していきます。</p>
7	<p>【ヒートショック】 今後の取組の方向性に、近年増加している、冬季の入浴中の事故対策(いわゆる“ヒートショック対策”)のために、居室との温度バリアフリーを実現する浴室や脱衣室の断熱工事や、固定型暖房機器とその設置工事の費用を助成することを入れてほしい。</p>	<p>日常生活の中で発生する事故の中には、「おぼれる」事故も含まれています。 今後も、事故種別に応じた注意喚起を行っていきます。</p>
8	<p>【日常生活での事故】 課題に冬季に集中する住宅内での「おぼれる」事故についても入れてほしい。</p>	<p>日常生活の中で発生する事故の中には、「おぼれる」事故も含まれています。 今後も、事故種別に応じた注意喚起を行っていきます。</p>
9	<p>【断熱性向上等】 「高齢者、障害者等向け都営住宅の建設について」、断熱性能向上や暖房設備による適切な温度環境(温度のバリアフリー化)についても入れてほしい。</p>	<p>都営住宅の建設については、平成27年度から、より断熱性能の向上が図られる仕様に変更し、建替事業を進めているところです。</p>

東京都福祉のまちづくり推進計画についての意見募集結果

1 意見募集の期間 平成31年2月4日(月曜日)から平成31年3月5日(火曜日)まで
2 応募件数 12件 (4人)

番号	ご意見(概要)	ご意見への対応等
10	<p>【断熱性向上等】 「区市町村公営住宅整備事業助成」について、断熱性能向上や暖房設備により適切な温度環境が実現できること(温度のバリアフリー化)等を要件に入れてほしい。</p>	<p>公営住宅の整備に関する基準は各事業主体が条例で定めることとされており、参酌すべき基準として国が基準を示しています。これにより整備された公営住宅の整備費に対して国及び都が補助を行っております。 国が示す参酌基準において、「住宅には、外壁、窓等を通しての熱の損失の防止その他の住宅に係るエネルギーの使用の合理化を適切に図るための措置が講じられていなければならない。」としており、住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく評価方法基準(以下「評価方法基準」という。)の温熱環境に関する基準を満たすこととしています。 [参考] 国の参酌基準では、評価方法基準第5の5の5-1(3)の等級4を満たすことを原則としており、これにより難しい場合は等級3の基準を満たすこととしている。</p>
11	<p>【住宅改善事業】 「住宅改善事業(バリアフリー改修等)(高齢社会対策区市町村包括補助)」に温度のバリアフリー改修等も入れてほしい。</p>	<p>高齢社会対策区市町村包括補助事業の「住宅改善事業(バリアフリー改修等)」は、高齢者のいる世帯に対し、介護保険給付の対象外となる部分について、その者の居住する住宅の改修に係る経費を各区市町村が給付する場合に、都がその経費の一部を補助するものです。 高齢期においても住み慣れた住まいで安心して暮らし続けられるよう、都は、区市町村が地域の実情に応じて主体的に実施する、高齢者の居住する住宅の改修事業を支援していきます。</p>
12	<p>【日常生活での事故】 「都民生活において生ずる事故防止対策の推進」に救急搬送の大多数を占める「転倒・転落」や死亡者・重篤者となる確率が極めて高い「おぼれる」などについて、注意喚起を強化していくことも入れてほしい。</p>	<p>本事業に示す日常生活事故の中には、「転倒・転落」や「おぼれる」などの事故が含まれており、今後も事故種別に応じた注意喚起を行っていきます。</p>